

情報システムの導入等に係る事務手続要綱

平成19年3月30日

18川総シ企第1351号

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市情報化施策の推進に関する規則（平成19年川崎市規則第12号。以下「規則」という。）第10条第3項の規定に基づき、情報化施策の実施等に際し必要な手続を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、規則に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 各局 川崎市事務分掌条例（昭和38年川崎市条例第32号）第1条に掲げる局及び本部並びに市民オンブズマン事務局、会計室、区役所、消防局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局及び議会局をいう。
- (2) 所管課長 各局において、情報システムの導入等に係る計画を所管する課又は課に相当する組織の長をいう。
- (3) 情報システム 電子計算機や外部サービスを使用し、各局の事務事業遂行のために必要な情報の収集・蓄積・処理・伝達・利用にかかわる業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。
- (4) 外部サービス 外部の事業者が情報システムの機能の全部または一部を提供する形態のクラウドサービス（インターネット、その他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機を他人の情報処理の用に供するサービス（SaaS：Software as a Service、PaaS：Platform as a Service、IaaS：Infrastructure as a Service））をいう。
- (5) OA機器 データの入力、蓄積、加工、検索、通信及び出力の全部若

しくは一部又はこれらに類する処理を自動的に行うことを目的とした、サーバ、パソコンその他の機器及びその周辺機器をいう。

(情報システム導入計画の評価及び調整依頼)

第3条 所管課長は、次に掲げる情報システムの導入等を計画する場合は、情報システム導入計画書(第1号様式)により、総務企画局デジタル化施策推進室担当課長(以下「デジタル化施策推進室担当課長」という。)に情報システム導入計画の評価及び調整を依頼するものとする。

- (1) O A機器を導入する場合
- (2) O A機器を賃貸借契約期間満了等により新たなO A機器へ更新し、又は再契約等により引き続き使用する場合
- (3) O A機器の基本ソフト(O S)を変更する場合又はこれに伴い情報システムを導入し、若しくは更新する場合
- (4) O A機器に係るソフトウェアを導入し、又は変更する場合
- (5) 情報システムの開発、導入、改修、機器更新等に関する計画を外部の事業者を用いて企画し、又は変更する場合
- (6) 情報システムを開発、導入し、又は変更する場合
- (7) 庁内ネットワークを構築し、又は変更する場合
- (8) 外部ネットワークと情報システムを接続し、又はこれを変更する場合
- (9) 遠隔地の情報システムと本市の情報システムを接続する場合、又はこれを利用し、若しくは変更する場合
- (10) 情報システム(ネットワークを含む。)の運用を委託して行う場合
- (11) その他情報統括監理者が必要と認める場合

2 パソコン(周辺機器を含む。)の導入に際しては、原則として別に定めるO A機器導入ガイドラインを遵守するものとする。

3 外部サービスの導入等に際しては、原則として別に定める川崎市外部サー

ビスの利用に係るガイドライン（以下「外部サービス利用ガイドライン」という。）を遵守するものとする。

（情報システム導入計画書の評価及び調整）

第4条 デジタル化施策推進室担当課長は、情報システム導入計画書を確認し、次に掲げる事項について評価し、調整を行うものとする。

- （1）川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第76号）第5条、第6条及び第7条の規定に基づく届出その他の情報システムの導入等に必要となる手続の遵守に関すること。
- （2）情報セキュリティ及びアクセシビリティの確保に関すること。
- （3）市の総合的な計画及び情報化に関する各種計画等との適合性に関すること。
- （4）技術的妥当性に関すること。
- （5）情報システムの導入等に係る価格の適正その他の予算の調整に関すること。
- （6）事業者の選定方法の妥当性に関すること。
- （7）その他情報統括監理者が必要と認める事項

2 デジタル化施策推進室担当課長は、情報システム導入計画書に関し、所管課長に対し、資料の提供及び説明を求めることができる。

3 デジタル化施策推進室担当課長は、評価及び調整の結果、必要と認められる場合には、所管課長に対し、情報システム導入計画書に関し計画の見直し、内容の修正等、必要な措置を求めることができる。

（情報統括監理者の承認）

第5条 デジタル化施策推進室担当課長は、情報システム導入計画書並びに当該計画書に係る評価及び調整の結果を取りまとめ、情報統括監理者の承認を得るものとする。ただし、軽易な情報システムの導入等と認めるものは、こ

の限りでない。

- 2 情報統括監理者は、前項の情報システム導入計画書に関し、情報化調整委員会（以下「調整委員会」という。）での調査審議及び調整が必要と認めるときは、各局の長に対し、別に定める調書の提出を求めることができる。

（評価調整結果の通知）

第6条 デジタル化施策推進室担当課長は、前条の経た情報システム導入計画書並びに当該計画書に係る評価及び調整の結果について、所管課長及び財政局財政部財政課長（以下「財政課長」という。）に通知するものとする。ただし、前条第2項に規定する調書の提出が行われたときは、本条中「デジタル化施策推進室担当課長」とあるのは「情報統括監理者」と、「所管課長」とあるのは「各局の長」と、「財政課長」とあるのは「財政局長」と読み替えるものとする。

（財政課長の協力）

第7条 財政課長は、この要綱に定める手続を行わずに、第3条に掲げる情報システムの導入等に関する予算の要求が行われたと認められる場合は、デジタル化施策推進室担当課長に連絡するとともに、所管課長に手続の実施を求めるものとする。

- 2 財政課長は、前条の通知に係る予算の調整の結果について、デジタル化施策推進室担当課長に通知するものとする。

（契約仕様書等の評価及び調整）

第8条 デジタル化施策推進室担当課長は、必要と認められる場合は、所管課長に対し、情報システム導入計画書に関する契約仕様書等の提出を求めることができる。

- 2 デジタル化施策推進室担当課長は、前項により提出された契約仕様書等を確認し、次に掲げる事項について評価し、調整を行うものとする。

- (1) 法令等の遵守に関すること。
- (2) 著作権の帰属等に関すること。
- (3) 情報セキュリティの確保に関すること。
- (4) 仕様の技術的妥当性に関すること。
- (5) 調達方法の妥当性に関すること。
- (6) その他情報統括監理者が必要と認める事項

3 デジタル化施策推進室担当課長は、評価及び調整の結果、必要と認められる場合には、所管課長に対し、契約仕様書等に関し必要な措置を求めることができる。

(情報システム稼働前の確認)

第9条 所管課長は、情報システムの運用又は利用を開始する場合は、情報システム稼働前確認依頼書（第2号様式）により速やかにデジタル化施策推進室担当課長に依頼し、稼働判定の実施状況等について確認を受けるものとする。ただし、軽易な情報システムの導入及びデジタル化施策推進室担当課長が認めるものは、この限りでない。

2 デジタル化施策推進室担当課長は、前項の確認依頼があったときはその内容を確認し、結果を所管課長に通知するものとする。

(情報システム廃止の届出)

第10条 所管課長は、情報システムを廃止する場合は、情報システム廃止届出書（第3号様式）により速やかにデジタル化施策推進室担当課長に届け出るものとする。

(資料の提供及び説明)

第11条 デジタル化施策推進室担当課長は、所管課長に対し、前条の届出に関する資料の提供及び説明を求めることができる。

(その他必要事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、情報統括監理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(情報システムの導入等に係る事務手続要綱の廃止)

2 情報システムの導入等に係る事務手続要綱（平成18年3月23日川総シ企第904号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する